

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(申請書等の様式の特例)

第十七条 国税庁長官は、別紙様式第一から別紙様式第十一の四まで及び別紙様式第十一の七から別紙様式第十六までの各様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

附 則

この省令は、令和八年九月一日から施行する。

第十七条 削除